

事務連絡
令和2年3月6日

各市町村教育委員会教育長
各県立学校長
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長
埼玉県教育局県立学校部生徒指導課長
埼玉県教育局市町村支援部人権教育課長

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業中の児童生徒の外出について（3月4日時点）

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課他から、標記について別添写しのとおり通知がありました。

新型コロナウイルス感染症への対応についてはこれまで関係各課から通知しているところですが、別添の通知を参考に適切に御対応いただきますようお願いいたします。

また、市町村教育委員会におかれましては、貴管下の学校等に周知をお願いいたします。
なお、本通知におけるお問い合わせは、以下の担当各課にお願いいたします。

記

1 臨時休業中の児童生徒の外出については、軽い風邪症状でも外出を控える、風通しの悪い空間で行われるイベント等にできるだけ行かないなど、別添（文部科学省からの通知）を参考に、適切な指導をお願いいたします。

また、臨時休業中において児童生徒が犯罪に巻き込まれないようにするためにも、臨時休業であることを踏まえ、可能な体制で児童生徒の外出への指導を行うなど、適切な指導をお願いいたします。

2 今後、臨時休業中における児童生徒の問題行動等の発生が考えられることから、改めて生徒指導体制に万全を期すとともに、令和2年2月6日付教生指525号の通知を参照し、各学校における状況を踏まえ、児童生徒及び保護者への周知等、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

参考通知 令和2年2月6日付教生指第525号「新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて児童生徒等への適切な対応のお願い」

【担 当】

- 1 保健管理、学校安全に関することについて
県立学校部保健体育課 健康教育・学校安全担当
(048-830-6963)

生徒指導に関することについて
県立学校部生徒指導課 生徒指導・いじめ対策・非行防止担当
(048-830-6908)

- 2 生徒指導に関することについて
県立学校部生徒指導課 生徒指導・いじめ対策・非行防止担当
(048-830-6908)

子供の人権に関することについて
市町村支援部人権教育課 人権教育担当
(048-830-6892)